福島県妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、遠方の分娩取扱施設及び産科医療機関等で出産や妊婦健康診査、産婦健診等の受診等をする必要がある妊産婦等に対して、当該分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費及び出産までの間の当該分娩取扱施設等の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成を行うことにより、妊産婦の負担軽減を図るため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象）

第２条　市町村が実施する以下の各号の事業に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。

（１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

令和５年６月 30 日付けこ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（以下「通知」という。）別添 23 の３（１）から（２）の対象者に対し、通知別添 23 の４（１）から（２）に基づき実施する事業

（２）同行者に対する宿泊費支援事業

ア　対象者

前号の助成対象となる宿泊に際して、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊する同行者（以下「同行者」という。また、妊婦１人につき同行者は１名までとする。）

イ　事業内容

同行者が宿泊に要した費用（通知に基づき実施する宿泊費助成対象額を上限とする。）を助成する。

（３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

通知別添 23 の３（３）から（５）の対象者に対し、通知別添 23 の４（３）から（５）に基づき実施する事業

（４）産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業

ア　通知別添 23 の３（６）から（８）の対象者に対し、通知別添 23 の４（６）から（８）に基づき実施する事業

イ　アで対象とならない、タクシー利用に要した費用の助成事業

（５）ふくしま遠方出産支援事業

ア　交通費

上記各号の補助基準額を算出するために控除した、利用者負担分の助成事業

イ　宿泊費

上記（１）、（２）の補助基準額を算出する際に控除した 2,000 円の助成事業

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、以下の各号により算出された額の合計額とする。ただし、各号で算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。

（２）同行者に対する宿泊費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「同行者に対する宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に２分の１を乗じた額を算出する。

（３）妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。

（４）産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時に係る交通費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。

なお、タクシー利用分については、アにより選定された額に１０分の１０を乗じた額を算出する。

（５）ふくしま遠方出産等支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「ふくしま遠方出産等支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少な

い方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に１０分の１０を乗じた額を算出する。

（申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（１）事業計画書

（２）申請額算出内訳書

（３）歳入歳出予算書

（４）その他参考となる書類

（補助金交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

（１）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第２号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（２）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第３号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（３）その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認）

第６条　規則第６条第１項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）変更交付申請額算出内訳書

（３）歳入歳出予算書

（４）その他参考となる書類

２　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、補助事業の内容又は交付金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において、補助対象事業費の２０％以内の減額変更とする。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

２　補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金概算払請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第９条　市町村は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業完了報告書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

（１）事業実績書

（２）精算額算出内訳書

（３）歳入歳出決算書

（４）その他参考となる書類

（補助金の交付の請求）

第１１条　補助金交付の決定の通知を受けた市町村は、補助事業等が完了した場合は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付請求書（第８号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第１２条　市町村が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の保健福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和６年６月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和７年６月１１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和８年７月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。